令和８年（フ）第８５号
愛知県豊橋市菰口町四丁目11番地エスカイヤ杉浦405号
破産者　佐々木　忠
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１０９号
滋賀県甲賀市水口町山710番地177
破産者　江口運送店ことはなさき運送こと　江口　康之
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５号
兵庫県姫路市網干区余子浜36番地６
破産者　島田建築こと　島田　旭大
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２１０号
兵庫県朝来市生野町栃原291番地４
破産者　馬場　俊次
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２４０号
兵庫県姫路市増位新町１丁目８番地２　藤和しらさぎハイタウンＡ棟410号
破産者　飯塚　秀吉
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２４５号
兵庫県姫路市西庄甲177番地１　姫路西庄住宅１号棟203号室
破産者　高森　満男
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２４９号
兵庫県姫路市保城593番地15、従前の住所兵庫県姫路市保城401番地７
破産者　金川　善則
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２５９号
兵庫県相生市向陽台13番９号
破産者　塚本　正彦
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２６０号
兵庫県相生市向陽台13番９号
破産者　塚本　志穂
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２０号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1858番地７、転居前の住所岡山県倉敷市福田町福田689番地17
破産者　甲斐　真剛
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第４８号
岡山県倉敷市西中新田552番地１、転居前の住所岡山県和気郡和気町吉田352番地１
破産者　住吉　茂貴
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３０３号
広島市西区三滝本町２丁目１番８－403号
破産者　西田　亜以（旧姓蔦）
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５３２号
広島市中区平野町２－31　ＢＡＵＨＡＵＳ平野町1403、住民票上の住所広島市安芸区矢野南１丁目１番12―201号
破産者　内田　幸樹
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１６６号
広島県福山市木之庄町１丁目５番13号、開始決定時の住所広島県福山市水呑町2343番地１
破産者　山本　吉宏
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１０６号
広島県府中市出口町258番地２
破産者　槙野　裕也
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第１１２号
山口県防府市緑町２丁目２番15―403号　市住48棟966号、前住所山口県防府市新橋町３番36号
破産者　新井　浩二
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１３８号
山口県防府市大字伊佐江234番地の６　カシータ伊佐江Ｂ棟
破産者　バクガデザイン製作所こと　時繁　裕也
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４６号
愛媛県新居浜市下泉町一丁目14番26号　アヴァンセ下泉205号
破産者　寄田　貴士
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４１１号
北九州市小倉北区井堀３丁目21番13号
破産者　後藤　乾太
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部